

恵庭市産科医院開設支援助成金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年4月1日

恵庭市長 原 田 裕

## 記

### 恵庭市産科医院開設支援助成金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、産科又は産婦人科を有する診療所等を市内に開設しようとする事業者に対し予算の範囲内でその費用の一部を助成することにより、市民が安心して出産し、子どもを育てることができる環境を整備し、もって地域における医療体制の構築を推進するとともに、市民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 診療所等 医業を行う場所であつて、次に掲げる場所をいう。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所

イ 医療法第1条の5第1項に規定する病院

(2) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師をいう。

(3) 医療法人 医療法第39条第1項の規定による法人をいう。

(4) 開業医 診療所等を開設する医師又は医療法人をいう。

#### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する開業医とする。

(1) 市内に産科又は産婦人科を有する診療所等を開設し、継続して10年以上実施する

見込みがあること。

- (2) 産科又は産婦人科の臨床経験が5年以上ある医師であること（医療法人にあっては、産科、産婦人科の臨床経験が5年以上ある医師を雇用する医療法人であること。）。
- (3) 分娩及び産褥期における母子の健康状態の管理等を取り扱う医療機関と連携を図ること（分娩を取り扱わない産科又は産婦人科を有する診療所等に限る。）。
- (4) 市税を滞納していないこと。

（助成金の種類）

第4条 この要綱による助成金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 開業準備金
- (2) 人件費助成金
- (3) 租税公課助成金
- (4) 賃借料助成金
- (5) 修繕費助成金
- (6) 医療機器等助成金
- (7) ふるさと融資利息等助成金

2 前項の助成金の助成内容は、次の各号に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定める費用（開設する診療所等に係る費用に限る。）に対する助成とする。

- (1) 開業準備金 仲介手数料、医師会入会金等の開業準備にかかる諸費用
- (2) 人件費助成金 法人役員及び医師を除く職員の給与、賞与等にかかる費用
- (3) 租税公課助成金 土地（診療所等の用に供するための土地をいう。以下同じ。）、建物（診療所等の用に供するための建物をいう。以下同じ。）等に賦課された固定資産税及び都市計画税の支払に要する費用
- (4) 賃借料助成金 土地、建物等の賃借に要する費用
- (5) 修繕費助成金 賃借した建物（既に開設している診療所等に新たに産科又は産婦人科を開設する場合にあっては、当該診療所等の建物。第9条第1項において同じ。）等の修繕工事に要する費用
- (6) 医療機器等助成金 医療機器等（診療のために必要な機械、備品、器具等をいう。）

第10条第1項において同じ。)の取得又は賃借に要する費用

(7) ふるさと融資利息等助成金 土地、建物等の新規設備に係るふるさと融資の利息及び保証料の支払に要する費用

(開業準備金)

第5条 開業準備金の額は、500万円とする。

2 前項に規定する助成金は、産科又は産婦人科を有する診療所等が開設した（既に開設している診療所等に新たに産科又は産婦人科を開設した場合を含む。以下同じ。）日の属する年度（以下「開設年度」という。）において、1回に限り助成するものとする。

(人件費助成金)

第6条 人件費助成金の額は、診療所等の職員の給与、賞与等にかかる費用に2分の1を乗じて得た額とし、その額は、1会計年度につき1,000万円を限度とする。

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、開設年度の初日から起算して2年を経過する日までとする。

(租税公課助成金)

第7条 租税公課助成金の額は、土地、建物及び医療機器等に賦課された固定資産税並びに土地及び建物に賦課された都市計画税の税額に相当する額とし、その額は、1会計年度につき200万円を限度とする。

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、開設年度の翌年度の初日から起算して3年を経過する日までとする。

(賃借料助成金)

第8条 賃借料助成金の額は、土地、建物等の1会計年度の賃借料に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 分娩を取り扱う産科又は産婦人科を有する診療所等（以下「分娩実施施設」という。）である場合 1会計年度につき600万円

(2) 分娩を取り扱わない産科若しくは産婦人科又は小児科を有する診療所等（以下「分娩不実施施設」という。）である場合 1会計年度につき200万円

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、開設年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。

(修繕費助成金)

第9条 修繕費助成金の額は、賃借した建物等の修繕工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、次項に規定する期間内における合計額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 分娩実施施設である場合 1,000万円

(2) 分娩不実施施設である場合 500万円

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、開設年度の初日から起算して10年を経過する日までとする。

3 前2項の規定によるほか、1会計年度における助成金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 分娩実施施設である場合 100万円

(2) 分娩不実施施設である場合 50万円

(医療機器等助成金)

第10条 医療機器等助成金の額は、医療機器等の取得価格又は賃借料に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、次項に規定する期間内における合計額が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 分娩実施施設である場合 2,500万円

(2) 分娩不実施施設である場合 1,500万円

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、開設年度の初日から起算して10年を経過する日までとする。

3 前2項の規定によるほか、1会計年度における助成金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 分娩実施施設である場合 250万円

(2) 分娩不実施施設である場合 150万円

(ふるさと融資利息等助成金)

第11条 ふるさと融資利息等助成金の額は、土地、建物等の新規設備投資を目的としてふるさと融資（融資限度額1億円、融資期間最長20年のものをいう。）の対象事業となった場合について、当該融資に規定する融資に係る利息及び保証料の実費相当額とする。

2 前項に規定する助成金の助成の対象となる期間は、当該融資の返済期間とする。

（助成金の総額の限度）

第12条 第5条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した助成金の総額は、分娩実施施設を開設する場合にあつては5,000万円、分娩不実施施設を開設する場合にあつては、3,000万円を限度とする。

- (1) 第5条第2項に規定する開設年度において助成を受ける開業準備金の額
- (2) 第6条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受ける人件費助成の合計の額
- (3) 第7条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受ける租税公課助成金の合計の額
- (4) 第8条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受ける賃貸料助成金の合計の額
- (5) 第9条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受ける修繕費助成金の合計の額
- (6) 第10条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受ける医療機器等助成金の合計の額
- (7) 第11条第2項に規定する助成の対象となる期間について助成を受けるふるさと融資利息等助成金の合計の額

（助成金の交付方法等）

第13条 助成金の交付は、会計年度ごとに行うものとする。

2 前項の規定によるほか、第5条から第11条までに規定する助成金の助成方法は、別に定める。

（助成を希望する旨の申請）

第14条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者は、第16条第1項の規定に

よる助成金の交付の申請をする前に、恵庭市産科医院支援助成事前承認申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、市長に対しこの要綱による助成を希望する旨の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上承認の決定をし、当該申請をした者を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認を決定したときは、その旨を恵庭市産科医院開設支援助成事前承認決定（却下）通知書（様式第2号）により第1項の規定による承認の申請をした者に通知するものとする。

（審査委員会）

第15条 前条第2項の規定による審査を行うため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副市長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 企画振興部長

(3) 保健福祉部長

(4) 子ども未来部長

(5) 教育部長

5 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する職員がその職務を代理する。

6 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

7 審査委員会の庶務は、保健福祉部保健課において行う。

（助成金の交付申請等）

第16条 第14条第2項の規定による承認の決定を受けた者であってこの要綱による助成金の交付の申請をしようとするものは、助成金の交付を受けようとする各会計年度において、恵庭市産科医院支援助成金交付申請書（様式第3号）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により添付する書類について、次に掲げるときは、当該書類の添

付を省略させることができる。

(1) 証明すべき事実を公簿等によって確認することができるとき。

(2) 助成金の交付を受けようとする各会計年度の前年度以前に提出している書類であつて、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該証明すべき事実に変更がないことが明らかであると認められるとき。

(助成金の交付決定)

第17条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、恵庭市産科医院支援助成金交付決定通知書（様式第4号）又は恵庭市産科医院助成金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第18条 前条の規定により助成の決定の通知を受けた開業医（以下「助成開業医」という。）は、当該助成の決定の内容に関し計画を変更しようとするときは、恵庭市産科医院支援助成金変更申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があつたときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、恵庭市産科医院支援助成金交付変更決定（却下）通知書（様式第7号）により当該変更の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第19条 助成開業医は、この要綱による助成金の交付の申請を取り下げるときは、恵庭市産科医院支援助成金取下届出書（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

(助成金の交付の請求等)

第20条 助成開業医は、この要綱による助成の決定を受けた会計年度ごとに、恵庭市産科医院支援助成金請求書（様式第9号）に別に定める書類を添付して、助成金を請求するものとする。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による助成金の請求について準用する。

(助成金の決定の取消し等)

第21条 市長は、助成開業医が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、各会計年度における助成金の交付の決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還することができる。

- (1) この要綱による助成の決定を受けた後において正当な理由がなく6か月以上診療所等の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、1年以上診療所等を休止し、又は10年以内に廃止したとき。
- (3) 医師の免許の取消し等により診療所等の業務を継続することができなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第17条の規定による助成金の交付の決定又は第18条第2項の規定による変更の承認を受けたとき。
- (5) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (6) この要綱による助成金の決定に際し付された条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第22条 市長は、前条各号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金を返還させるときは、次の表左欄に掲げる当該補助事業者が医業を行った年数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる返還率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を返還させるものとする。

医業を行った年数	返還率
開業期間のうち3年未満	10分の10
開業期間のうち3年以上5年未満	10分の7
開業期間のうち5年以上7年未満	10分の5
開業期間のうち7年以上10年未満	10分の3

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、恵庭市補助金等交付規則（平成12年規則第8号）の規定を準用するほか、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。